

# 母子父子寡婦福祉資金貸付の概要

(令和6年4月1日現在)

No.	資金の種類	貸付対象	貸付金額	貸付期間	
1	事業開始	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦	347万円以内 団体522万円以内		
2	事業継続	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦	174万円以内 団体174万円以内		
3	住 宅	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦	150万円以内 (特別200万円)		
4	就職支度	母子家庭の母 父子家庭の父 又は児童及び寡婦	105,000円以内 (自動車購入は34万円以内)		
5	技能習得	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦	月68,000円以内 (自動車運転免許は1回46万円以内)	技能習得期間中 5年以内	
6	生 活	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦  (生活安定貸付は 母子家庭の母 又は父子家庭の父 になって7年未満 の者のみ)	月141,000円以内 (生計中心でない者70,000円以内)	技能習得期間中	習得期間中 5年以内
			月108,000円以内  (生計中心でない者 70,000円以内)	医療介護を 受ける期間	医療又は介護を受 ける期間中1年以内
				失 業 貸 付	離職の翌日から 1年以内
				生活安定貸付	原則3ヶ月以内 【養育費貸付】 生活安定貸付の 一 括 貸 付
7	転 宅	母子家庭の母 父子家庭の父及び寡婦	260,000円以内		
8	修 学	母子家庭の母 父子家庭の父 又は寡婦が扶養している子	35ページ参照	修 学 期 間 中	
9	修 業	母子家庭の母 父子家庭の父 又は寡婦が扶養している子	月68,000円以内 自動車運転免許は1回46万円以内、 ただし、児童が高校3年時で就職希望の場合のみ	修 業 期 間 中 5年以内	
10	就学支度	母子家庭の母 父子家庭の父 又は寡婦が扶養している子	36ページ参照		
11	医療介護	母子家庭の母 父子家庭の父 又は児童及び寡婦	340,000円以内 (特に経済的困難な事情にある者48万円以内) (介護に係る貸付は50万円以内)		
12	結 婚	母子家庭の母 父子家庭の父 又は寡婦が扶養している子	320,000円以内		

据置期間	償還期限	利子	資金の用途
貸付の日から 1年	7年以内	無利子 (年1.0%)	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入 資金
貸付の日から 6ヶ月間	7年以内		現在営んでいる事業を継続するのに必要な資金
貸付の日から 6ヶ月間	6年以内 (特別7年以内)		住宅の新築、購入、増改築又は補修するのに必要な 資金
貸付の日から 1年	6年以内	無利子 子以外が借受人に なる場合で 連帯保証人なしは 年1.0%	就職する際に直接必要な被服、履物等を購入する資金
技 能 習 得 後 1年	20年以内	無利子 (年1.0%)	事業を開始又は就職するために必要な知識・技能を習 得するのに必要な資金 高等学校に修学する場合、その修学及び入学に必要な 資金
技 能 習 得 後 6ヶ月間	20年以内	無利子 (年1.0%)	技能、資格習得に専念している期間の生活を維持する ために必要な資金
医療又は介護を受ける 期間満了後6ヶ月間	5年以内		医療・介護を受けることに専念している期間の生活を 維持するために必要な資金
貸付期間満了後 6ヶ月間	5年以内		離職し、就労意思及び能力を有するにも関わらず職業 に就くことができない状況にある場合の職業に就くま での期間の生活を維持するために必要な資金
貸付期間満了後 6ヶ月間	8年以内		母子家庭の母又は、父子家庭の父になって7年未満の 者の生活安定のために必要な資金 【一括貸付】養育費の取得に関わる裁判等をするのに 際し必要な資金
貸付の日から 6ヶ月間	3年以内	無利子 (年1.0%)	住居を移転するのに際し必要な資金
当該学校卒業後 6ヶ月間	20年以内 専修学校(一般課程) 5年以内	無利子	高校、高等専門学校、短大、大学、大学院又は専修学 校に修学させるために必要な資金
技 能 習 得 後 1年	20年以内		事業を開始又は就職するために必要な知識・技能を習 得するのに必要な資金
当該学校卒業後 6ヶ月間	20年以内 (修業5年以内)		小学、中学、高校、高専、短大、大学、大学院、専修 学校又は、修業施設へ入学、入所させるのに際して必 要な資金
医 療 ( 介 護 ) を 受 け る 期 間 終 了 後 6ヶ月間	5年以内	無利子 (年1.0%)	医療を受けるのに必要な資金 介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受け るのに必要な資金(医療、介護を受ける期間が概ね1年以内の 場合に限る)
貸付の日から 6ヶ月間	5年以内		子の結婚に際し必要な資金

※申請者(借受人)の償還の意思や償還能力を確認したうえで、貸付が可能かどうか決定します。また、連帯保証人が必要となる場合があります。(連帯保証人をたてない場合、上表括弧内の利子が課されます。)

※貸付額によっては連帯保証人が複数必要な場合があります。  
 ※修学資金、就学支度資金、就職支度資金(配偶者のない者が扶養している子に係るもの)、修業資金については  
 児童が借受人となって貸付を受けることができます。その場合は連帯保証人が必要となります。  
 ※令和2年4月以降、高等教育の就学支援新制度の対象者に就学支度資金及び修学資金を貸し付ける場合、支援の  
 内容が重複するため、貸付額の減額等を行う場合があります。